

令和3年1月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和3年1月25日（月）
 2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室
 3. 出席委員 農業委員11名
 （コロナ禍により農業委員のみの招集）

会長	1番	松村 勘兵衛							
会長職務代理	2番	中村 栄治							
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男					
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子					
			10番	山口 拓雄					
	6番	北山 謙治	11番	前田 壽夫					
	7番	須見 則雄	12番	平泉 節子					

4. 欠席委員 農業委員 1名

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第49号	議案第44号第3番（現況証明願い）の撤回について	可決
議案第50号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第51号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第52号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第53号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第54号	現況証明願いについて	可決
議案第55号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	可決
議案第56号	別段面積（下限面積）の見直しについて	可決
議案第57号	空き家に付属した農地の別段面積の見直しについて	可決

（報告事項） （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 多田 喜代彦
 書記 山本 典子 係長 川村 聖市

7. 会議の概要

- 事務局 ただいまから令和3年1月定例農業委員会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの出席となっております。
また、笠松委員が欠席の旨、お聞きしております。
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 松村会長 会長あいさつ。
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行い、協議事項はありません。
また「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」にもとづき、会議を開催いたします。委員各位には拙速な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。終了予定は、遅くとも午後2時30分を予定しています。
- 事務局長 ありがとうございます。これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
- 議長(会長) これより本日の会議に入ります。事務局から1月分の経過報告を申し上げます。
事務局 それでは、1月分の経過報告をいたします。
議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を 7番 須見 則雄 委員 8番 田中 政男 委員の両名にお願いします。
- 議長(会長) これより議事に入ります。日程第1
議案第49号 議案第44号第3番(現況証明願い)の撤回について、事務局より説明願います。
- 事務局 それでは 議案第49号 議案第44号第3番(現況証明願い)の撤回についてご説明いたします。
- 議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第49号 について採決いたします。
議案第49号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
- 全員 異議なし
- 議長(会長) それでは、議案第49号 議案第44号第3番(現況証明願い)の撤回については、原案どおり承認することに決しました。
- 議長(会長) 続きまして、日程第2
議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。
事務局より説明願います。
- 事務局 それでは、議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてご説明いたします。
- 議長(会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
須見委員 1月19日に現地確認をいたしました。雪で見づらいのですが、航空写真を見て下さい。非常に筆が細かいため、今回、砂利採取にともなって田を大きくするのが目的です。また、水等の問題はありません。車両の出入り口については、現状よりさらに広く使用し、隣接の建設会社とも調整済みです。特に問題はないと思われます。
- 議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより議案第50号 について採決いたします。
議案第50号 は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
- 全員 異議なし
- 議長(会長) それでは、議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、

原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

続きまして、日程第3

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権の移転）について、を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権の移転）について、ご説明いたします。

議長(会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

須見委員 1月19日に現地確認をいたしました。雪で何も見えなかったのですが、10頁の写真をご覧ください。現地を雪のない時に見ていますが、2筆の田になっております。特に問題ないと思っておりますのでよろしく願います。

山内委員 1月19日に現地確認をいたしました。申請地は、譲渡人が処分したいとお聞きしています。今後「農楽の郷あかお」が耕作するというので、問題ないと思います。

議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより議案第51号 について採決いたします。

議案第51号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権の移転）については、承認することに決しました。

続きまして、日程第4

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）および、日程第5

議案第53号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について を議題とします。

これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）および 議案第53号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について ご説明いたします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより議案第52号 について採決いたします。

議案第52号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）については、原案どおり承認することに決しました。

続きまして、議案第53号 について採決いたします。

議案第53号 は「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第53号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取については、「適当」である旨の意見といたします。

続きまして、日程第6

議案第54号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第54号 現況証明願いについて、ご説明いたします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

須見委員 1月19日に現地確認をいたしました。申請者は一昨年まで農業をしていたので、この建物の中に乾燥機、糶摺りがありました。その後松田ファームに委託したため、今後は車庫として使用予定でございます。以上です。

山内委員 1月19日に現地確認をいたしました。事務局の説明のとおり農地を処分したいとのことです。以前、雪のないときに見に行きましたが、農地ではございません。よろしく願います。

酒井委員 1月19日に現地確認をいたしました。申請理由のとおり、区画内に6筆あり非常に細かいですが、写真のとおり宅地・敷地として使用されています。非農地であり問題ないと思います。よろしく願います。

議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより議案第54号 について採決いたします。
議案第54号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第54号 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。
続きまして、日程第7
議案第55号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第55号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明いたします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

中村代理 今後の処理について教えてください。どのように結果反映されるかなど。

事務局 今回、お認めいただきますと農地台帳に非農地承認という印をつけます。しかし、これで農地台帳から落ちるかと言えば落ちません。落とすためには、法務局にて地目変更申請をする必要があります。また、細目書にある筆については、上げておりません。

中村代理 国の設定する農地面積と、農地台帳面積の相違についてはいかがですか。

事務局 国の出す面積は、農地台帳の面積ではありません。国は衛星写真を使い200×200でここは農地であろうということで面積を出しており、国にも確認済みでございます。

中村代理 国の設定する面積と、農地台帳面積の差異はどのくらいですか。

事務局 200ヘクタールほどの差があります。実際の水田面積を使うことについて、県と協議しておりますが「国の出す数字を使うように」との回答でございます。

中村代理 このことについては、行政的に解決して欲しいです。推進委員を設置する目安には、いくら努力してもいつまで経っても及ばない、ということになってしまいます。

事務局 事務局としても疑問に感じておまして、国や県に対して「この数字を変えられないか」という質問をしております。今後も、実情の数字を使用するよう要望して参ります。

議長(会長) この数字の乖離について、先般、県の会議でも話して参りましたが、あまりいい回答は得られませんでした。今後も、精査についてお願いしていきたいと思っております。

山内委員 非農地通知を出した後、登記を変更するよう指導しなければいけないのでしょうか。

事務局 あくまで通知ですので指導とは違いますが、非農地であることの証明でもありますので、是非とも登記の変更をお願いしたいと考えております。

山内委員 登記変更をしなければ、毎年、議案に上がってくるのではないのでしょうか。

議長(会長) 農業委員会で非農地と認めれば、今後、議題に上がってくることはありません。

中村代理 税制上のことなど説明できるといいのかもしれませんが。今後の検討課題でもありますね。

北山委員 現況が田というのがありますが、これについてはどうですか。

事務局 7月・8月の農地パトロールの際に現況について、委員方に非農地であると確認いた
 いております。また本人にも非農地である通知を送付しており、了承のあったものについ
 て今回上げております。課税地目については市民・税務課の判断にはなりますが、今回の
 データを法務局および市民・税務課に提出予定です。

北山委員 本人の承諾書を付けてください。勝手に非農地とした、と言われかねません。口頭の承
 諾だけではなく、書面での承諾が必要ではないでしょうか。

事務局 国の事務要領にのっとって処理しております。こちらから非農地通知を送付しまして、
 返事（異論）がなければ承諾をされたと見なしております。

中村代理 農業委員会ではなく、税務部門の話になってきますね。

山内委員 農業委員の現地調査結果を表記する欄を、設けてはいかがですか。

中村代理 どの段階で市民・税務課は変更するのでしょうか。

事務局 今回、農業委員会として非農地としたことは、データに残ります。変更後の地目につい
 ては、それぞれ法務局、市民・税務課が判断することになります。

北山委員 例えば、1番の方が地目変更したのはいつなのですか。

中村代理 この方はおそらく自分でなされた。現況は山林であっても農地のまま高い税金を払って
 いる場合もある。自分で守るしかない部分もあるのでしょうか。

北山委員 いつ変更したのか、一度確認してください。

中村代理 これで流れを止めるのではなく、地主さんのベターになるように、我々が努力したり周
 知したりする必要があると思います。

議長(会長) 個人の問題に寄与する部分があり、こちらが非農地と認めても本人が変更しない限りは
 変わらないというのが現状です。また強制できるものでもありません。農業委員会として
 は認定だけするということになります。

酒井委員 未相続でも、代表者でできるのでしょうか。

中村代理 個人的な経験則から言うと、できないと思います。

議長(会長) 先ほどの北山委員の質問につきましては、現在調査中ですので、一旦保留とします。
 続きまして、日程第8
 議案第56号 別段面積（下限面積）の見直しについてを議題とします。事務局より説
 明願います。

事務局 それでは、議案第56号 別段面積（下限面積）の見直しについてご説明いたします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
 ないようですので、これより議案第56号 について採決いたします。
 議案第56号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第56号 別段面積（下限面積）の見直しについては、原案どおり承認
 することに決しました。
 続きまして、日程第9
 議案第57号 空き家に付属した農地の別段面積の見直しについてを議題とします。事
 務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第57号 空き家に付属した農地の別段面積の見直しについてご説明い
 たします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

中村代理 現在、打診などあるのでしょうか。

事務局 栃神谷地籍の農地につきまして、打診がございます。それ以外は、現段階で問い合わせ
 はありません。

中村代理
事務局
北山委員
事務局
議長(会長)
事務局
北山委員
事務局
北山委員
議長(会長)
北山委員
議長(会長)
事務局
北山委員
事務局
議長(会長)
全員
議長(会長)
議長(会長)
事務局
議長(会長)
事務局
議長(会長)

議案が戻りますが、議案第56号の下限面積は、いつからの適用になりますか。
公告後になりますか、見込みは4月1日もしくは3月1日と考えております。
農業委員会で可決されたものは、公告する必要はないのですか。事務手続はどうなっていますか。
前回北谷町の下限面積を変更した際の、事務処理にもとづいて処理いたします。公示の必要につきましては、即答できませんので法律を確認します。
今、お調べしましたところ、公示の翌日から施行できるとありますので、1月26日からさせていただきます。公示については、正面の掲示板で行います。またホームページ、広報に掲載します。
それでは、保留となりました議案55号について、再開します。
地目変更については、平成18年度以前であり、データがないということで不明でございます。
農地台帳はどうなっていますか。
市民・税務課と同じ内容となっております。
横倉なども、現況は田のままですね。
現在、地主に対して照会状を出しておりますので、返事を待って決定することになるかどうかと思います。
今日認めたら、明日から現況証明はいらないということですね。
そうです。
177名の方に、非農地通知を送付します。
例えば転用後に、登記簿は田、現況は宅地となっているとき、農地に戻すことはできますか。
現況が農地であれば、農地課税となります。
他にご意見、ご質問ございませんか。
ないようですので、これより議案第55号 について採決いたします。
議案第55号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
異議なし
それでは、議案第55号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、原案どおり承認することに決しました。
続きまして、議案第57号 について採決いたします。
議案第57号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
異議なし
それでは、議案第57号 空き家に付属した農地の別段面積の見直しについては、原案どおり承認することに決しました。
次に、報告事項に入ります。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
報告
このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
報告
このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、協議事項に入ります。
「農業委員会における農地利用の最適化活動等に関する調査」のお願いについて、事務局より説明願います。

事務局	説明
議長(会長)	ここで、先ほどの、議案第56号の公示期間について訂正いたします。
事務局	先ほど、1月26日施行と申し上げましたが、勝山市と同様の公示期間を設けるということで、1週間の期間を設け2月1日の施行となります。
前田委員	どこかで告知はしますか。
事務局	市役所正面の掲示板にて行います。
北山委員	議事録は議事録ですか、それとも要点記録ですか。
事務局	議事録となっております。
北山委員	それなら、反映されていない部分がありますので、署名印は押せません。議長が休憩としていない限りは記載するべきです。また、各委員は理事者に質問をしているのであって、回答は理事者側が行うべきなのではないですか。
議長(会長)	参考までに、市議会はどうなっているのでしょうか。
北山委員	市議会は、委員会以外は議事録です。委員会は要点記録です。
前田委員	砂利採取について、面積要件はないとのことですが、私はあったと思うのですが。
北山委員	私もあったと思うのです。うろ覚えなので先ほどは言わなかったのですが。
議長(会長)	また、お調べしますが、今日の決議につきましては、ご了承いただきたいと思います。2月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回は、2月25日(火) 午後1時30分から、開催予定としております。
議長(会長)	1月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
中村代理	閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名す。

会長	松村 勘兵衛	Ⓜ	7 番	須見 則雄	Ⓜ
			8 番	田中 政男	Ⓜ